

見解書 (NO.1)

開 発 事 業 者	三菱地所株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 東部丘陵地青谷地区土地区画整理事業開発基本計画に関する説明会
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市中芦原68番2の1 他77筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>1. 青谷川流域は防災上開発には適さない地域であり、新名神高速道路が通過するだけでも土砂災害や洪水の危険性が高まっている。このため、今回の「事業」については取り止めるか、植林事業など災害の防止に役立つような計画に変更されることを意見として申し上げます。</p> <p>2. 事業を計画されている地域を流れる青谷川が天井川であることは良く知られている。天井川は最近の災害、伊丹市の天神川の決壊が示すように大量の降雨に対しては非常に弱い性格を持っている。(これは天神川が工事中か否かにかかわらず) 天井川上流部の開発は上記「1」に述べているように、行わないことが望ましい。それでも必要なのであれば、天井川の切り下げなど、下流部の改修を待って開発が行われることが必要である。</p>	<p>開発事業者 → (事) 城陽市 → (市) (事)</p> <p>1. ご意見として認識いたしました。</p> <p>(事)</p> <p>2. ご意見として認識いたしました。</p>

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>3. 降雨について「想定を超える降雨が全国で頻発」との認識を示しているが、放流量等については京都府の基準を適用されている。これは平成29年の「技術指針」とあるので5年以上以前の測定値によって算定されたものであると考えられる。府によれば、実際の降雨などから基準を決めていて、それを超えるものではないとされている。「想定を超える」との認識であれば、平成29年の「指針」を超える基準で算定することが貴社としては必要である。そのことが社会的な責任を果たすことになると考え、意見として申し上げます。</p> <p>4. 青谷川は城陽市と井手町の両自治体に関係する河川であり、井手町及井手町民への説明・協議についてどのようにされているのかお知らせ願いたい。これは意見ではなく要望事項です。</p>	<p>(事)</p> <p>3. ご意見として認識いたしました。</p> <p>(事) (市)</p> <p>4. 青谷川の河川管理者である京都府とは説明・協議をしてきましたが、井手町及び井手町民への説明・協議はしていません。</p> <p>説明すべき範囲の定義はございませんが、条例では説明会を開催する対象範囲として近隣関係住民及び関係自治会としております。</p> <p>本地区は、市街地から離れており、また、周辺に自治会がないため、対象としてはございませんが、城陽市内の開発であることから国道307号沿道の芦原、市辺、十六自治会を対象に説明会を開催しました。</p> <p>現状、既に条例で定められた範囲以上を対象として説明会を開催しております。</p>

見解書 (NO.2)

開 発 事 業 者	三菱地所株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 東部丘陵地青谷地区土地区画整理事業開発基本計画に関する説明会
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市中芦原68番2の1 他77筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>1. 今後、開発に伴う交通量の予測等を実施し、交通管理者及び道路管理者とも協議を行っていく予定をすることですが、実施時期や結果の公表方法について現時点での方針を教えてください。</p> <p>2. 青谷先行整備地区の物流施設全体として1日の入出庫台数について、城陽市から「東部丘陵線4車線の計画にあたって約6,000台を想定しており、この交通量を見込んだ道路設計としております。」という回答がされています。市民にとっては生活道路というより進出企業の経済活動と道路渋滞対策道路という面が強いと感じます。その建設費に市民の税金をはじめ(国、府の補助金を含めて)97億円もの税金が使われます。この道路を全面的に利用・活用する開発企業として、建設費の一部を負担するという考えはありませんか。</p> <p>3. 天井川となっている青谷川の最上流部に、大規模な開発をすることは下流部の洪水のリスクを大きくします。「城陽市東部丘陵地まちづくり条例」の前文においても「計画的な緑の再生に配慮しつつ」と強調しています。今後予定している許認可手続きには「保安林解除申請」と記載されていますが、山林の保全は行政にまかせておけばよいという考え方なのでしょうか。大規模な開発行為は下流部に住む人々の命・くらしにかかわる重大事であると考えますが、開発事業者として安全対策は十分であると考えていますか。</p>	<p>(事)</p> <p>1. 実施時期は未定です。また、通常結果の公表は実施しておりません。</p> <p>(事)</p> <p>2. 将来的に建築される施設に関する質疑であることから、本土地区画整理事業と異なる質疑に対する回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>(事)</p> <p>3. 一点目の質疑に関して、記載頂いた認識は全くございません。 また、安全対策は住民説明会資料でもご説明の通り、十分と認識しております。</p>

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>4. 青谷川への放流に関して、京都府「災害からの安全な京都づくり条例」で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき、調整池に溜めてから放流するので危険性はないとのことですが、時間差で放流するために①下流で氾濫した場合も調整池から青谷川へ放流され続けることになり、下流は危険ではないのですか。②調整池の管理が十分であるかどうかという確認は誰がどのように行うのですか。結果は定期的に公表されるのでしょうか。③50年に1回発生予想の洪水調整容量、200年に1回発生予想の設計洪水流量が示されていますが、「かつてない」規模の集中豪雨が各地で多発しています。容量を超える大雨、長雨のあとに降雨があった場合、破綻する危険性はないのですか。</p> <p>5. 排水施設計画(汚水)について、青谷川へ放流予定とされていますが、容量はどのくらいになりますか。</p> <p>6. 城陽市の水道水の8割以上が地下水を水源としており、開発地の下には水道水源である地下水が蓄積されています。城陽市からは「水道事業において、水道水源の水質監視のため、原水の水質検査を実施している。」という回答をいただいています。開発をすすめるにあたっては、水質検査をはじめ、地下水の保全について積極的に協力をお願いします。</p>	<p>(事)</p> <p>4. 一点目の質疑に関して、下流域におけるネック地点（下流域の許容放流流量）に基づき、本区画整理事業区域で放流可能な量を排水します。二点目の質疑に関して、調整池の管理は城陽市にて実施する予定です。三点目の質疑に関して、「災害からの安全な京都づくり条例」に基づき、計画しております。</p> <p>(市)</p> <p>4. 二点目の質疑に関して、「重要開発調整池に関する維持管理基準」に基づき、維持管理を行ってまいります。管理が十分であるかどうかという確認については、巡視及び点検を定期的実施し、その結果をもとに施設の修繕、堆積土砂の撤去等、調整池の機能を維持するために必要な措置を講じて参ります。結果の公表については、予定しておりません。</p> <p>(事)</p> <p>5. 汚水は将来的に開発される建物により容量は異なりますので、現時点では未定です。</p> <p>(事)</p> <p>6. 記載頂いた事項につき、認識いたしました。</p>